

「みえ松阪マラソン 2024」ランナー応援イベント企画・運営業務委託 仕様書

1 業務名

「みえ松阪マラソン 2024」ランナー応援イベント企画・運営業務

2 業務の目的

三重県唯一のフルマラソン大会「みえ松阪マラソン 2024」にかかわるすべての皆さんに心から楽しんでもらえるイベントを開催し、歴史・文化、自然、食などの地域資源を全国に発信するとともに、地域の一体感を醸成し、交流人口の増加や経済波及効果、観光客の誘客など、地域経済の活性化を図る。

3 みえ松阪マラソン 2024 の概要

- (1) 名 称 みえ松阪マラソン 2024
- (2) 主 催 みえ松阪マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）
- (3) 開 催 日 2024 年（令和 6 年）12 月 15 日（日）
- (4) コンセプト
 - ① これまでにないマラソン大会を開催し、松阪をプロモーションする。
 - ② スポーツと連動した新しいタイプの祭りを開催することで、松阪市民の一体感を醸成する。
 - ③ 「走る」「みる」「支える」人々のスポーツの輪を広げる。
- (5) 趣 旨
 - ① ランナー、観衆、ボランティアの縁が繋がる、笑顔・感動あふれる大会
 - ② 松阪を中心とした三重県内の自慢の食の幸と伝統工芸品が詰まった魅力ある大会
 - ③ 城下町の歴史や豪商の粋な文化を体感できる、新たな賑わいがある大会
- (6) 種目・定員 マラソンの部：9,000 人、ファンランの部：1,500 人、健康ウオークの部：1,500 人
- (7) 競技時間 マラソン：7 時間
- (8) コー ス
 - マラソンの部：クラギ文化ホール前～松阪市総合運動公園
 - ファンランの部：松阪市総合運動公園スタート・フィニッシュ
 - 健康ウオークの部：松阪駅前（南口）～松阪市総合運動公園

4 委託期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

5 委託内容

(1) 指定型業務

ア コース沿道での応援イベント

ゴールをめざすランナーを鼓舞する応援イベントの企画・運営。

《コース沿道応援ポイント》 5 か所程度

※設置個所数は、実行委員会との協議により変更する場合がある。

イ フィニッシュ会場イベント

フィニッシュ会場にてランナー、来場者が楽しめるイベントの提案、企画・運営。

- ・三重（できれば松阪）ならではのメニュー、県産食材等が PR できる飲食ブースを出展すること。
- ・松阪土産等の販促ブースを出展すること。
- ・大型モニターを設置すること。

（例としてモニターサイズ 4,800 × 2,240mm 210 インチ）

CATVとの連携により、大会の中継等を行うこと。

ウ イベント進行マニュアルの作成

大会運営業務委託受託者と緊密な連携を図り、イベント進行に関するマニュアルを作成する。

(2) 提案型業務

ア 販わい創出イベント

指定型業務以外で、まちの販わいを創出するイベントの提案、企画・運営。

イ 大会開催の機運醸成活動

マラソン大会開催への機運を盛り上げるためのイベントの提案、企画・運営。

(3) 関連業務

ア 必要備品等の調達又は製作、並びにこれらの設営撤去

イ 案内、誘導看板等の製作及び設営撤去（必要に応じて）

ウ 応援マップの作成

エ 企画運営に関する各種申請業務

オ その他、付随する業務

6 納入場所（業務場所）

実行委員会の指定する場所

7 支払い方法

費用の支払いは、原則、契約終了日の翌月以降に一括払いする。ただし、実行委員会が必要であると認めるときは、前払い又は概算払いを請求できるものとする。

8 業務計画書の提出

(1) 業務計画書の提出

当該業務の履行において、契約の日から起算し 30 日以内に業務計画書を発注者に提出すること。

(2) 業務計画書の記載事項

業務計画書には、下記の事項を記載すること。ただし、発注者が記載事項の追記及び省略を認めた場合はこの限りではない。

ア 業務の概要

イ 業務工程表

ウ 緊急連絡体制

エ その他

9 成果品等

(1) 業務完了報告書の提出

当該業務の履行において、契約完了の日から起算し 30 日以内に業務完了報告書を発注者に提出すること。

10 関係帳簿等の整備

(1) 本業務の実施に要した経費は、領収書等で確認できること。また、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状態を明確にしておくこと。

(2) 現金出納簿等の会計関係帳簿を整備し、委託業務完了後、5 年間保存すること。

11 留意事項

(1) 業務遂行にあたっては、実行委員会と綿密な情報交換を行うとともに、指示に従うこと。また、必要に応じて他の業務受託者としてしっかり連携を取ること。

(2) 本業務は、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、適正に業務を遂行するものとする。

(3) 個人情報の適正管理に関して松阪市個人情報保護条例の規定を遵守すること。

(4) 本業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

(5) 本業務の全部又は主たる一部を第三者に委任してはならない。

なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、実行委員会へ書面により事前に申請し、承認を得ること。

(6) 本業務を遂行するにあたり、松阪市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、遅延なく発注者に報告し、かつ、所管警察署に通報するとともに捜査上必要な協力をしなければならない。

(7) 本業務に関して発生した事故・損害（第三者に対して及ぼした事故・損害を含む）のために必要が生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その事故・損害が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(8) 事業の実施に係る物品の調達等に際しては、地域の活性化の観点を考慮すること。

(9) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(10) 本業務内容に変更が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ、金額の見直しを行うものとする。

(11) 警報・地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病等による中止・縮小の場合は、発注者と受注者で協議のうえ、準備等に要した経費を精算し係る費用を支払うものとする。